

(様式2号)

誓約書

令和 年 月 日

周南市長 宛て

所在地

法 人 名

代表者氏名

印

自社（私）及びその役員等は、周南市暴力団排除条例（以下「条例」という。）第２条に掲げる暴力団員又は暴力団密接関係者のいずれにも該当しません。

また、周南市が下記役員名簿を山口県警察本部又は周南警察署に提供されることに同意します。

申込書提出日現在の役員名簿

[illegible]

【役員名簿記入上の注意】

- 1 「当社役員等」には、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらの者と同等の支配力を有するものと認められる者を含みます。
- 2 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けるなどして記載してください。

(参考)

周南市暴力団排除条例（抜粋）

（市の事務及び事業の実施に関する措置）

第6条 市は、公共工事その他の市の事務又は事業により暴力団を利することとならないようにするため、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を市が行う入札に参加させない措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

（暴力団に対する利益の供与の禁止）

第11条 市民等は、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

- （1） 暴力団の威力を利用する目的で、金品その他の財産上の利益の供与（以下「利益の供与」という。）をすること。
- （2） 暴力団の威力を利用したことに関し、利益の供与をすること。
- （3） 暴力団の活動又は運営に協力することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対し、相当の対償のない利益の供与をすること。
- （4） 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対し、利益の供与をすること。ただし、法令上の義務又は情を知らないでした契約に係る債務の履行として行う場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。